

兵庫県 相生市
道路トンネル定期点検結果
(健全性の診断結果資料)

令和7年3月
相生市 建設農林部 都市整備課

1. 点検結果の状況

○相生市が管理する道路トンネル「遠見山トンネル」の定期点検を実施しました。
点検の結果は下記のとおりです。

外 力

外力の健全性の診断判定区分 : I

＜点検結果の概要＞

- ・外力に起因する損傷は見られませんでした。

材料劣化

材料劣化の健全性の診断判定区分 : II

損傷の事例



材料劣化によるひび割れや剥離・鉄筋露出が見られます

＜点検結果の概要＞

- ・ひび割れや剥離等が確認されました。
- ・今後、損傷が進展すると第三者に被害が及ぶ可能性があるため、II 判定とし、長寿命化修繕計画に基づき、予防保全に取り組みます。

漏 水

漏水の健全性の診断判定区分 : I

＜点検結果の概要＞

- ・漏水の損傷は見られませんでした。

総合評価

上記の各要因別の健全度判定結果から、「遠見山トンネル」の総合評価は「II」でした。

総合評価 健全性の診断判定区分 : II

2. 健全性の診断区分の考え方

○変状等の健全性の診断

道路トンネルの変状等の健全性の診断は、トンネル本体内（材料劣化・漏水・外力）、附属物、に分類し健全性の診断を行います。

トンネル本体内 → 材料劣化・漏水(変状単位)、外力(覆工スパン単位)
附属物 → 変状単位

○道路トンネル毎の健全性の診断

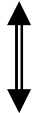
道路トンネル毎の健全性の診断は、変状等の健全性の診断をもとに、覆工スパン毎に健全性を診断し、その結果をもとに、道路トンネル全体の健全性を総合的に診断する。

変状等の健全性 → 覆工スパン毎の健全性 → 道路トンネル毎の健全

○健全性の判定区分

道路トンネルの健全性の診断は、下記の判定区分により行っています。

(トンネル本体内)

区 分		状 態
 損傷 小 ↑ ↓ 損傷 大	I 健 全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
	II 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
	III 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
	IV 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

(附属物)

区 分	状 態
×	附属物の取付状態に異常がある場合
○	附属物の取付状態に異常がないか、あっても軽微な場合

3. 健全性の判定区分と対策

○健全性の診断により、適切な対策を行います。

【健全性の判定区分と対策】

区 分		対 策 方 針	対 策 例
I	健 全	損傷は生じていない状態のため、特に対策は実施しません。	
II	予防保全段階	軽微な損傷がある状態のため、長寿命化修繕計画に基づき、予防保全の観点から対策を行い、コストの縮減を図ります。	・導水樋工 ・断面補修工 等
III	早期措置段階	今後、構造物の機能や安全性に影響することが考えられる損傷がある状態のため、早期に対策を行い、機能と安全性を確保します。	・繊維シート工 ・裏込め注入工 等
IV	緊急措置段階	既に、構造物の機能や安全性に影響する損傷が生じている状態のため、緊急に対策を講じて、機能と安全を回復します。	・ロックボルト工 ・インポート工 等

※対策はあくまで目安であり、対策を実施する時期や内容については、道路トンネルの重要度や構造等を考慮し、適切な時期と対策を長寿命化修繕計画において検討します。

4. 担当部署

○兵庫県 相生市 建設農林部 都市整備課

TEL：0791-23-7136